

長洲町地域公共交通活性化協議会委員の見直しについて

■改正理由 構成員である新幸タクシー有限会社廃業の為

■改正内容 以下のとおり

1. 長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会設置規約

別表（第 4 条関係）

区 分	団 体 名
法第 6 条第 2 項第 1 号の委員	長洲町
	荒尾市
法第 6 条第 2 項第 2 号の委員	産交バス株式会社
	九州旅客鉄道株式会社
	有明海自動車航送船組合
	有限会社ながすタクシー
	新幸タクシー有限会社
	有限会社有明観光タクシー
	（社）熊本県タクシー協会
	（社）熊本県バス協会
	熊本県自動車交通労働組合
	全九州産業交通労働組合
	玉名地域振興局道路管理者
	荒尾市道路管理者
	玉名市道路管理者
	長洲町道路管理者
法第 6 条第 2 項第 4 号の委員	九州運輸局熊本運輸支局（企画調整担当）
	九州運輸局熊本運輸支局（輸送・監査担当）
	熊本県荒尾警察署
	玉名市
	地域住民代表
	長洲町民生委員・児童委員協議会
	長洲町商工会
	長洲町手をつなぐ育成会

議案第 4 号

2. 長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会幹事会設置規程

別表（第 3 条関係）

団 体 名	役 職 名
長洲町	まちづくり課長
荒尾市	政策企画課長
産交バス株式会社	玉名営業所長
有限会社 長洲タクシー	
新幸タクシー 有限会社	
有限会社 有明観光タクシー	
九州運輸局熊本運輸支局	企画調整担当
九州運輸局熊本運輸支局	輸送・監査担当
地域代表	長洲校区
地域代表	清里校区
地域代表	六栄校区
地域代表	腹赤校区